

第5章 計画の推進体制

1 住民の参画と協働

- 計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、地域活動団体、事業所などと連携・協力して全庁的・総合的に取り組みます。
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。
- 国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

2 進捗管理

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行うように、推進体制の構築・充実を図ります。
- 町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。
- 施策の進捗評価・検証の実施時期については、本計画の4年目となる令和5（2023）年、7年目の令和8（2026）年、10年目の令和11（2029）年に行い、必要に応じて施策の内容について修正等柔軟な対応を行います。